

2023年9月14日

各位

株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役社長 杉浦 元
(コード番号: 3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 経営管理担当執行役員 櫻井 英哉
電話番号 03-6823-4306

(開示事項の経過) 株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立て 却下決定に関するお知らせ

当社は、2023年9月5日付「株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立てに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、基準日後株主に対する議決権付与（以下、「本件議決権付与」という）に関し、当社株主（以下、「申立人」という）より議決権行使禁止等仮処分命令申立て（以下、「本申立て」という）を受けておりましたが、本日、東京地方裁判所は、本申立てを却下する旨の決定（以下、「本却下決定」という）を行い、当社は決定書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本却下決定に至った経緯

2023年9月5日付「株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立てに関するお知らせ」にてお知らせのとおり、当社は現在、経営再建の途上であり、特設注意市場銘柄の指定解除に向け内部管理体制の改善、債務超過解消による上場廃止懸念を解消することが喫緊の課題であります。しかし、2023年5月30日付「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））に関するお知らせ」（以下、「前回DES」という）でお知らせした前回DESが否決される可能性が高まったため、2023年8月28日付「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、本第三者割当により、借入金の圧縮と資本の増強を行うことについて決議し、2023年9月13日付「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））に係る払込完了に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、本第三者割当を実施いたしました。

本第三者割当の実施にあたり、割当先からの要望を受け、割当先に対して基準日後の議決権付与を行うことについても合意しております。これは、有利発行となる前回DESから本第三者割当の変更は、当社の逼迫した財務状態を勘案すると必要不可欠なものであるものの、割当先にとっては一方的に不利な変更であることから、本第三者割当の実現にあたり、割当先の要望に応じて、割当先に基準日後の議決権付与を行うことは経営判断として合理的であると判断したことによるものであります。

一方、株主平等原則の考え方にに基づき、第21回新株予約権の権利行使により、基準日後から株主総会まで大幅に株主構成が変わる中、当社は当該定時株主総会に最も近い時点での株

主の意思を反映させることができる株主総会を開催するべきと考え、会社法 124 条 4 項の規定に鑑み、基準日後に株式を取得した株主についても議決権の付与を行うことといたしました。これは、第 21 回新株予約権の行使期間が本年 6 月 1 日より始まっており、当社は前回 DES についての告知を最大限行ってまいりましたが、前回 DES 実施の決議を知らないまま当該新株予約権の権利を行使した既存株主に対しても、現経営者陣に対する信を問えるようにすべきであり、その株主の方々の直近の株主意思を当該定時株主総会で反映するためにも必要不可欠と考えたからであります。

しかしながら申立人は、本件議決権付与は、現経営陣の支配権の維持を目的として、本件株主の議決権比率の希釈化及び現経営陣に友好的な第三者に議決権を行使させるために行われたものであり、本件議決権付与に関する取締役会決議は取消の対象となり、本件議決権付与は株主総会の決議の方法を著しく不公正なものとする上、本件議決権付与は取締役としての違法な職務執行行為であると主張して、当社に対して本申立てを行ってまいりました。

これに対し、東京地方裁判所は、会社法 124 条 4 項の趣旨に照らせば、基準日の制度が専ら会社の事務手続上の便宜を考慮して設けられたものであり、会社において事務手続上の煩雑さをいとわず、基準日後に株式を取得した者に議決権の行使を認めるならば、それを妨げないと解され、基準日後株主の議決権行使は同項に違反するものではないし、議決権付与に係る会社の裁量を逸脱したとして違法とされるものではないとしました。また、本件議決権付与が現経営陣の支配権維持を目的とするものであるとは認められず、基準日後の議決権付与による議決権行使がされても株主総会の決議の方法が著しく不公正になるものとはいえず、取締役による違法な職務執行行為にも当たらないとし、本申立てを却下する旨の決定を行いました。

2. 本申立てをした株主の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 名称 | 公益財団法人こどもの未来創造基金 |
| (2) 住所 | 東京都渋谷区神南 1 丁目 13-3 ARK 神南 2D |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表理事 佐藤悠大 |
| (4) 所有株式数 | 2,984,000 (持株比率 8.20%) (2023 年 9 月 1 日時点) |

3. 本却下決定を行った裁判所及び年月日

- (1) 本却下決定を行った裁判所
東京地方裁判所
- (2) 本却下決定があった年月日
2023 年 9 月 14 日

4. 本却下決定の内容

- (1) 本申立てをいずれも却下する
- (2) 申立費用は、申立人の負担とする

5. 今後の見通し

本却下決定につきましては、裁判所より公正かつ妥当な判断がなされたと考えております。しかし、今後、株主から、本却下決定に対して即時抗告等が行われる可能性もあり、現段階では、当社の業績に与える影響はないものと判断しておりますが、今後、裁判の進捗に伴い、開示すべ

き事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上